

○三田市暴力団排除条例

平成24年3月26日
条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、本市(以下「市」という。)からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として下請負その他の契約を締結し、これを利用している事業者
- (4) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

(平24条例49・一部改正)

(基本理念)

第3条 暴力団は、市民生活の平穏を害し、青少年の健全な育成を阻害する等の安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在であることから、市民生活から排除されなければならない。

2 前項の暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して利益の供与をしないこと及び暴力団を利用しないこと並びに暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第6号に規定されている暴力団事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止することを基本として、兵庫県(以下「県」という。)及び関係機関等との連携を図りながら、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して、社会全体として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の趣旨にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者による暴力団の排除のための活動を支援するため、情報の提供を行うとともに、安全が確保されるよう県及び関係機関等との連携を図るものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、この条例の趣旨にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に共に取り組むよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、県又は関係機関等に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における暴力団の排除)

第6条 市は、契約に係る事務、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定に係る事務その他すべての市の事務又は事業において、

暴力団を利用することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の規定により暴力団を排除しようとする場合において、必要があると認めるときは、市長又は三田市教育委員会は、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 相手方から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を徴取すること。
- (2) 相手方が暴力団等であるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くこと。

（令8条例7・一部改正）

（公の施設における暴力団の排除）

第7条 市又は指定管理者は、市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の使用が、暴力団を利用することとなると認めるときは、当該使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消す等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、公の施設における暴力団の排除について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「市長又は三田市教育委員会」とあるのは、「市長、三田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は指定管理者」と、同項第2号中「相手方が暴力団等であるか」とあるのは「暴力団を利用することとなるか」と、「聴く」とあるのは「聴く（指定管理者にあっては市長又は教育委員会に対し聴くことを求める）」とする。

（令8条例7・一部改正）

（啓発活動）

第8条 市は、県及び関係機関等との連携を図りながら、市民及び事業者と協力して、暴力団の排除の重要性並びに県及び市の施策についての理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

（青少年を守るための取組み）

第9条 市、市民及び事業者は、県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団による犯罪その他の行為から青少年を守るための教育、情報の提供及び啓発に取り組むものとする。

（県への協力）

第10条 市は、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

- 2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

（三田市立学校施設目的外使用条例の一部改正）

- 2 三田市立学校施設目的外使用条例(昭和37年三田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（三田市公民館条例の一部改正）

- 3 三田市公民館条例(昭和49年三田市条例第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（三田市都市公園条例の一部改正）

- 4 三田市都市公園条例(平成2年三田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 5 三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例(平成2年三田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（三田市心道会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 6 三田市心道会館の設置及び管理に関する条例(平成3年三田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（三田市ガラス工芸館条例の一部改正）

- 7 三田市ガラス工芸館条例(平成5年三田市条例第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（三田市高平ふるさと交流センター条例の一部改正）

- 8 三田市高平ふるさと交流センター条例(平成6年三田市条例第20号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(三田市市民センター条例の一部改正)
- 9 三田市市民センター条例(平成6年三田市条例第33号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(三田市総合福祉保健センター条例の一部改正)
- 10 三田市総合福祉保健センター条例(平成7年三田市条例第39号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(三田市ふれあいと創造の里条例の一部改正)
- 11 三田市ふれあいと創造の里条例(平成8年三田市条例第18号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(三田市淡路風車^{かぜ}の丘条例の一部改正)
- 12 三田市淡路風車^{かぜ}の丘条例(平成12年三田市条例第16号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(三田市有馬富士自然学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 13 三田市有馬富士自然学習センターの設置及び管理に関する条例(平成12年三田市条例第33号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(三田市多世代交流館条例の一部改正)
- 14 三田市多世代交流館条例(平成16年三田市条例第26号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(三田市まちづくり協働センター条例の一部改正)
- 15 三田市まちづくり協働センター条例(平成17年三田市条例第15号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)
- 16 三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年三田市条例第21号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(三田市総合文化センター条例の一部改正)
- 18 三田市総合文化センター条例(平成17年三田市条例第22号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(三田市有馬富士共生センター条例の一部改正)
- 19 三田市有馬富士共生センター条例(平成18年三田市条例第27号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
付 則(平成24年条例第49号)
この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第53号)の施行の日(当該日がこの条例の公布の日の前であるときは、公布の日)から施行する。
付 則(令和8年条例第7号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により病院事業管理者(以下「管理者」という。)が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により管理者に対して行われた請求その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた請求その他の行為とみなす。